

## 重要事項説明書

### 1. 訪問看護サービスを提供する事業者について

事業所名称	株式会社 結梨
代表者氏名	代表取締役 上田 星斗
所在地	〒663-8234 兵庫県西宮市津門住江町 12-6 105号

### 2. サービス提供を担当する事業所

提供サービス	訪問看護・介護予防訪問看護
事業所名称	訪問看護ステーション24
事業所番号	2860991179
事業所所在地	兵庫県西宮市津門住江町 12-6 105号
事業の実施地域	兵庫県西宮市
管理者	上田 星斗
連絡先電話番号	0798-78-3911

### 3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	訪問看護が必要な利用者に対してサービスを提供し、居宅において、利用者の意思及び人格を尊重した、自分らしい生活を営むことができるように支援することを目的にします。
運営方針	利用者の心身機能に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施にあたり、従業員の確保・教育指導に努め、利用者の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

### 4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする（ただし12/30～1/3を除く）
営業時間	8：30～17：30

※ただし、利用者の希望により、上記以外の曜日・時間も考慮させていただきます。

サービス提供日	年中無休 365日とする
サービス提供時間	24時間とする

## 5. 事業所の職員体制

職 種	職 務 内 容	人 員 数
管理者	従業者及び運営の管理等	1名（看護職員と兼務）
訪問看護職員	訪問看護サービスの提供	28名（うち1名は管理者兼務）

## 6. 提供するサービスの内容と利用料金

- (1) 提供するサービスの内容 契約書第1条の(1)のとおり  
 (2) 提供するサービスの利用料金 契約書第1条の(2)のとおり  
 (3) その他の費用

①交通費	運営規程のとおり	
②キャンセル料	24時間前までの連絡	不要
	12時間前までの連絡	利用者負担分の50%請求
	12時間以内のキャンセル	利用者負担分の100%請求
	ただし、急変・急な入院等、緊急やむを得ない場合は請求しません。	
③サービス提供に伴い利用者宅で使用する光熱水費	利用者負担	

## 7. 利用料金・その他の費用の請求及び支払方法

①利用料金・その他の費用の請求	ア. サービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額を請求します。 イ. 請求書は利用月の翌月の20日頃までに郵送又は持参します。
②利用料金・その他の費用の支払い	ア. 翌月末日までに口座振替サービスの利用による支払。 イ. 上記が困難な場合は、他の方法を相談させていただきます。 ウ. お支払いを確認しましたら、領収書を発行します。

※支払期日から3ヶ月以上遅延し、さらに支払い督促から7日以内にお支払いがない場合は、契約を解約した上で未払い分をお支払い頂きます。

## 8. 相談窓口・苦情対応等

連絡先	0798-78-3911 担当者：上田 星斗
-----	------------------------

## 9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者：上 田 星 斗
-------------	-------------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。  
③ 苦情解決体制を整備しています。  
④ 従業者に対する人権擁護・虐待防止・身体拘束廃止の取り組みを啓発・普及するための研修を実施しています。  
⑤ 人権擁護・虐待防止・身体拘束廃止の取り組みを協議する事業所内の委員会を設置しています。

## 10. 事故発生時の対応方法、損害賠償について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償いたします。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名： 訪問看護事業共済会

保険名： 訪問看護事業者賠償責任保険

保障の概要： 身体障害、財物破損、人格権侵害、管理受託物、初期対応費用、被害者治療費等

ただし、その損害の発生について利用者に故意、または過失が認められる場合には、損害賠償責任は免責となる場合があります。

## 11. 秘密の保持と個人情報の保護

①秘密の保持	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
②個人情報の保護	事業者は利用者及びその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。事業者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物等については、善良な管理者の注意をもって管理し、処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

## 1 2. 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医に連絡するとともに、あらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

## 1 3. 訪問看護サービス内容の見積もり

見積もりは、居宅サービス計画に沿って、事前にお聞きした日常生活の状況や利用意向をもとに作成したものです。契約締結後のサービス提供は、この内容にもとづく「訪問看護計画」を作成のうえで実施しますが、状況の変化、意向の変動などにより、内容を変更することも可能です。

### (1) 管理者（訪問看護計画作成者）

氏名	上田 星斗	連絡先	0798-78-3911
----	-------	-----	--------------

### (2) 提供予定の訪問看護の内容と利用料金

毎月ケアマネージャーから提出されるサービス提供表及び別表どおり。

ただし、臨時訪問や、回数・時間に変更のあった場合は、増減額が発生いたします。

### (3) その他の費用

①キャンセル料	6 - (3) 記載のとおり
②光熱水費	利用者負担

訪問看護ステーション24  
サービス利用料金表（介護保険）

（令和6年6月1日現在）

基本料金（訪問1回につき）										
訪問看護費・介護予防訪問看護費			介護区分	単位	金額	1割負担	2割負担			
所要時間	20分未満	営業時間内の料金 看護師 准看護師	介護	314	¥3,469	¥347	¥694			
			支援	303	¥3,348	¥335	¥670			
	30分未満		介護	471	¥5,204	¥521	¥1,041			
			支援	451	¥4,983	¥499	¥997			
	30分以上60分未満		介護	823	¥9,094	¥910	¥1,819			
			支援	794	¥8,773	¥878	¥1,755			
	60分以上90分未満		介護	1,128	¥12,464	¥1,247	¥2,493			
			支援	1,090	¥12,044	¥1,205	¥2,409			
	1回あたり40分(a)×2回		営業時間内の料金 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	介護	588	¥6,497	¥650	¥1,300		
				支援 ※3	568	¥6,276	¥628	¥1,256		
	1回あたり60分(a)×3回			介護	795	¥8,784	¥879	¥1,757		
				支援	426	¥4,707	¥471	¥942		
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合			介護 1~4	2,961	¥32,719	¥3,272	¥6,544		
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合			介護 5	3,761	¥41,559	¥4,156	¥8,312		
※早朝(6時から8時)夜間(18時から22時)は、25%増 深夜(22時から翌6時)は、50%増 ※利用者負担額は1割負担の目安金額。負担割合によっては2割3割負担もあります。 ※事業所が所在する地域区分(3級地:1単位=11.05円)で計算しています。 ※准看護師の場合9割になります。										

訪問看護ステーション24

サービス利用料金表（介護保険）

（令和6年6月1日現在）

加算項目		内容	単位	金額	1割負担	2割負担
訪問1回につき算定	複数名訪問加算 （30分未満）	必要性があり、2名以上の看護師等で看護を行った場合	254	¥2,806	¥281	¥562
	複数名訪問加算 （30分以上）		402	¥4,442	¥445	¥889
	長時間訪問看護加算	特別な管理を要する利用者に90分を超える訪問看護を行う場合	300	¥3,315	¥332	¥663
	ターミナルケア加算 （適応時） ※3	在宅で死亡された場合、死亡日及び死亡日前14日以内に2日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日）以上ターミナルケアを行った場合	2,500	¥27,625	¥2,763	¥5,525
月の初回訪問時に加算・月1回算定	緊急時訪問看護加算 緊急時介護予防訪問看護加算	利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制にあり、看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されている場合	600	¥6,630	¥663	¥1,326
	口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、歯科医療機関及び介護支援専門員に情報提供した場合	50	¥552	¥56	¥111
	特別管理加算（Ⅰ）	利用者の重症度等が高い場合 ※1	500	¥5,525	¥553	¥1,105
	特別管理加算（Ⅱ）	上記以外の場合 ※2	250	¥2,762	¥277	¥553
	退院時共同指導加算 （適応月）	退院・退所後の在宅療養についての指導を入院（入所）施設において共同で行い、その内容を文章で提供した場合	600	¥6,630	¥663	¥1,326
	初回加算（Ⅰ）	新規の訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院・診療所から退院した日に初回訪問看護を行った場合	350	¥3,867	¥387	¥774
	初回加算（Ⅱ）	新規の訪問看護計画を作成した利用者に初回の訪問看護を行った場合	300	¥3,315	¥332	¥663

- \* 緊急時訪問看護加算は利用者の同意を得て、利用者又は、家族等に対して 24 時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することになっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合に加算します。
- \* 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。

#### ※1 特別管理加算Ⅰ

在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態

#### ※2 特別管理加算Ⅱ

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理のいずれかを受けている状態
- ・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ・真皮を越える褥瘡の状態
- ・点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

#### ※3 ターミナルケア加算

ターミナルケアとは、終末期のケアのことで、ご利用者の尊厳を維持し、その人らしく最期を迎えられるようなサービス体制をご利用される場合に発生する加算です。具体的には、ご利用者の体調の変化に合わせたケア・ご家族の精神状況の変化に合わせたケア・看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいてご利用者およびご家族の意向を把握し、それに基づくアセスメントを行い、サービスを提供いたします。

- ◎ 主治の医師から、急性憎悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 1 4 日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

#### 14. サービス提供に関する相談・苦情

事業所の窓口	名称	訪問看護ステーション24
	住所	兵庫県西宮市津門住江町12-6 105号
	電話	0798-78-3911
市区町村の窓口	名称	西宮市法人指導課
	住所	西宮市六湛寺町10-3
	電話	0798-35-3082
公的団体の窓口	名称	兵庫県国民健康保険団体連合会
	住所	神戸市中央区三宮町1丁目9-1
	電話	078-332-5601

#### 15. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	<input type="checkbox"/> あ り	<input checked="" type="checkbox"/> な し
---------------	------------------------------	---

#### 16. 業務継続に向けた取り組みについて

事業の継続における自然災害等のあらゆるハザード発生時において、利用者に対する指定訪問看護事業提供を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させ、指定訪問看護の提供を継続的に実施できるよう業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

#### 17. 看護師等の衛生管理について

事業者は、事業所において感染症等が発生し、又はまん延しないように、看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。事業継続計画の一環として、感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備し、研修及び訓練を定期的実施しています。